

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第3部門第2区分  
 【発行日】平成27年4月30日(2015.4.30)

【公表番号】特表2014-507462(P2014-507462A)  
 【公表日】平成26年3月27日(2014.3.27)  
 【年通号数】公開・登録公報2014-016  
 【出願番号】特願2013-557175(P2013-557175)  
 【国際特許分類】

A 6 1 K 47/22 (2006.01)  
 A 6 1 K 9/08 (2006.01)  
 A 6 1 K 47/34 (2006.01)  
 A 6 1 K 47/02 (2006.01)  
 A 6 1 P 1/10 (2006.01)  
 A 6 1 K 31/375 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 47/22  
 A 6 1 K 9/08  
 A 6 1 K 47/34  
 A 6 1 K 47/02  
 A 6 1 P 1/10  
 A 6 1 K 31/375

【手続補正書】

【提出日】平成27年3月9日(2015.3.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

a) アスコルビン酸、アスコルビン酸の1種以上の塩、又はそれらの混合物により提供される1リットル当たり300ないし2000mmolのアスコルビン酸アニオン；及び

b) 1リットル当たり10ないし200gのポリエチレングリコール

を含む結腸洗浄溶液。

【請求項2】

前記アスコルビン酸アニオンが、

アスコルビン酸、

アスコルビン酸ナトリウム、アスコルビン酸カリウム、アスコルビン酸マグネシウム及びアスコルビン酸カルシウムから選択されるアスコルビン酸の1種以上の塩、又は

それらの混合物により提供される請求項1記載の結腸洗浄溶液。

【請求項3】

a) 1リットル当たり300ないし2000mmolのアスコルビン酸アニオン；

b) 1リットル当たり10ないし200gの、3000ないし4000Daの平均分子量を有するPEG；

c) 塩化ナトリウム及び塩化カリウム；

d) 任意の硫酸ナトリウム；

e) 任意の1種以上の香味剤；及び

f) 任意の1種以上の甘味料

を含む（又は、から基本的に構成される）請求項 1 又は 2 記載の結腸洗浄溶液。

【請求項 4】

水と混合するための組成物であって、該組成物は任意に 2 以上の部分で存在し、

a) アスコルビン酸、アスコルビン酸の 1 種以上の塩、又はそれらの混合物により提供される 150 ないし 1000 mmol のアスコルビン酸アニオン；及び

b) 5 ないし 100 g のポリエチレングリコール

を含む組成物。

【請求項 5】

a) 150 ないし 1000 mmol のアスコルビン酸アニオン；

b) 5 ないし 100 g の、3000 ないし 4000 Da の平均分子量を有する PEG；

c) 塩化ナトリウム及び塩化カリウム；

d) 任意の硫酸ナトリウム；

e) 任意の 1 種以上の香味剤；

f) 任意の 1 種以上の甘味料

を含む（又は、から基本的に構成される）請求項 4 記載の組成物。

【請求項 6】

以下の質量比で以下の成分を含む組成物：

a) アスコルビン酸、アスコルビン酸の 1 種以上の塩、又はそれらの混合物により提供されるアスコルビン酸アニオン：0.82 ないし 10.0 部

b) ポリエチレングリコール：1.0 部。

【請求項 7】

以下の質量比で以下の成分を含む請求項 6 記載の組成物：

a) アスコルビン酸アニオン：0.82 ないし 10.0 部

b) ポリエチレングリコール：1.0 部

c 1) 塩化ナトリウム：0.005 ないし 1.0 部、及び

c 2) 塩化カリウム：0.005 ないし 1.0 部。

【請求項 8】

乾燥粉末組成物である請求項 6 又は請求項 7 記載の組成物。

【請求項 9】

実質的に如何なる重炭酸塩も存在しない請求項 6 ないし 8 の何れか 1 項に記載の組成物。

【請求項 10】

以下の質量比で以下の成分を含む（又は、から基本的に構成される）請求項 6 ないし 9 の何れか 1 項に記載の組成物：

a) アスコルビン酸アニオン：0.82 ないし 10.0 部

b) 3000 ないし 4000 Da の平均分子量を有する PEG：1.0 部

c) 塩化ナトリウム及び塩化カリウム；

d) 任意の硫酸ナトリウム；

e) 任意の 1 種以上の香味剤；及び

f) 任意の 1 種以上の甘味料。

【請求項 11】

哺乳類の結腸の洗浄における使用のための

a) アスコルビン酸、アスコルビン酸の 1 種以上の塩、又はそれらの混合物により提供される 1 リットル当り 300 ないし 2000 mmol のアスコルビン酸アニオン；及び

b) 任意の 1 リットル当り 10 ないし 200 g のポリエチレングリコール

の水溶液。

【請求項 12】

a) 150 ないし 1000 mmol のアスコルビン酸アニオン；及び

b) 任意の 5 ないし 100 g の PEG

を含む請求項 11 記載の水溶液。

【請求項 13】

- a) 150ないし1000 mmolのアスコルビン酸アニオン；
  - b) 5ないし100 gの、3000ないし4000 Daの平均分子量を有するPEG；
  - c) 塩化ナトリウム及び塩化カリウム；
  - d) 任意の硫酸ナトリウム；
  - e) 任意の1種以上の香味剤；及び
  - f) 任意の1種以上の甘味料
- を含む（又は、から基本的に構成される）請求項11又は請求項12記載の水溶液。

【請求項14】

- 第一の結腸洗浄溶液、及び
  - 第二の結腸洗浄溶液
- を含むキットであって、  
前記第二の結腸洗浄溶液は、請求項11ないし13の何れか1項に記載の溶液であるキット。

【請求項15】

- 前記第一の結腸洗浄溶液は、
- (i) 1リットル当たり70ないし250 gの、2500ないし4500 Daの平均分子量を有するPEG；
  - (ii) 1リットル当たり2.0ないし20 gの、1種以上のアルカリ金属硫酸塩、アルカリ土類金属硫酸塩又はこれらの混合物；
  - (iii) 任意の1種以上の電解質；
  - (iv) 任意の1種以上の香味剤；及び
  - (v) 任意の1種以上の甘味料
- を含む（又は、から基本的に構成される）請求項14記載のキット。

【請求項16】

- A) 水との混合による第一の結腸洗浄溶液の調製のための組成物である、第一成分；及び
  - B) 水との混合による第二の結腸洗浄溶液の調製のための組成物である、第二成分；
- 及び任意の取扱説明書を含むキットであって、  
前記第二の結腸洗浄溶液は、請求項11ないし13の何れか1項に記載の溶液であるキット。

【請求項17】

- A)
    - (i) 1リットル当たり70ないし250 gの、2500ないし4500 Daの平均分子量を有するPEG；
    - (ii) 1リットル当たり2.0ないし20 gの、1種以上のアルカリ金属硫酸塩、アルカリ土類金属硫酸塩又はこれらの混合物；
    - (iii) 任意の1種以上の電解質；
    - (iv) 任意の1種以上の香味剤；
    - (v) 任意の1種以上の甘味料
- を含む、第一の結腸洗浄溶液の調製のための組成物である、第一成分；及び
- B)
    - a) 1リットル当たり300ないし2000 mmolのアスコルビン酸アニオン；及び
    - b) 任意の1リットル当たり10ないし200 gのポリエチレングリコール
- を含む、第二の結腸洗浄溶液の調製のための、任意に2以上の部分で存在する組成物である、第二成分
- を含み、前記第一の溶液は前記第二の溶液とは異なる、請求項16記載のキット。

【請求項18】

- A) 第一成分が、
  - (i) 52.5ないし187.5 gの、2500ないし4500 Daの平均分子量を有するPEG、
  - (ii) 1.5ないし15 gの、1種以上のアルカリ金属硫酸塩、アルカリ土類金属硫酸

塩又はこれらの混合物、

( i i i ) 任意の 1 種以上の電解質；

( i v ) 任意の 1 種以上の香味剤；

( v ) 任意の 1 種以上の甘味料

を含む、第一の結腸洗浄溶液の調製のための組成物である第一成分、及び

B ) 第二成分が、

a ) 150 ないし 1000 mmol のアスコルビン酸アニオン；及び

b ) 任意の 5 ないし 100 g のポリエチレングリコール

を含む、第二の結腸洗浄溶液の調製のための、任意に 2 以上の部分で存在する組成物である、第二成分

を含む請求項 16 記載のキット。

【請求項 19】

A ) 前記第一の洗浄溶液の調製のための第一組成物を含む第一サシェ；

B 1 ) 第二サシェ；

B 2 ) 第三サシェ；

を含む、請求項 16 ないし 18 の何れか 1 項に記載のキットであって、前記第二及び第三サシェは一緒になって、前記第二の洗浄溶液の調製のための組成物を提供し、

A ) 前記第一サシェは、

( i ) 52.5 ないし 187.5 g の、2500 ないし 4500 Da の平均分子量を有する PEG；

( i i ) 1.5 ないし 15 g の、1 種以上のアルカリ金属硫酸塩、アルカリ土類金属硫酸塩又はこれらの混合物；

( i i i ) 任意の 1 種以上の電解質；

( i v ) 任意の 1 種以上の香味剤；

( v ) 任意の 1 種以上の甘味料

を含み、

B 1 ) 前記第二サシェは、

( i ) 5 ないし 100 g の、2500 ないし 4500 Da の平均分子量を有する PEG；

( i i ) 任意の、1 種以上のアルカリ金属硫酸塩、アルカリ土類金属硫酸塩又はこれらの混合物；

( i i i ) 電解質及び / 又はアスコルビン酸の 1 種以上の塩；

を含み、及び

B 2 ) 前記第三サシェはアスコルビン酸を含み、

前記第二サシェ ( B 1 ) における前記アスコルビン酸の 1 種以上の塩及び前記第三サシェ

( B 2 ) における前記アスコルビン酸は、一緒になって 150 ないし 1000 mmol のアスコルビン酸アニオンを提供する、キット。

【請求項 20】

- 被験者に第一の結腸洗浄溶液の有効量を投与すること；

- 被験者に第二の結腸洗浄溶液の有効量を投与すること

を含む被験者の結腸を洗浄する方法であって、

前記第二の結腸洗浄溶液は、

a ) アスコルビン酸、アスコルビン酸の 1 種以上の塩、又はそれらの混合物により提供される 1 リットル当り 300 ないし 2000 mmol のアスコルビン酸アニオン；及び

b ) 任意の 1 リットル当り 10 ないし 200 g のポリエチレングリコール

を含む方法。

【請求項 21】

- 被験者が第一の結腸洗浄溶液の有効量を摂取すること；

- 被験者が第二の結腸洗浄溶液の有効量を摂取すること

を含む結腸を洗浄する方法における使用のための、請求項 14 ないし 20 の何れか 1 項に記載のキット。

## 【請求項 2 2】

( i ) 1 リットル当り 1 3 0 ないし 2 5 0 g の、2 5 0 0 ないし 4 5 0 0 D a の平均分子量を有する P E G ；

( i i ) 1 リットル当り 8 . 0 ないし 2 0 g の、1 種以上のアルカリ金属硫酸塩、アルカリ土類金属硫酸塩又はこれらの混合物 ；

( i i i 1 ) 任意の 1 . 0 ないし 3 . 0 g / L の塩化ナトリウム ；

( i i i 2 ) 任意の 0 . 5 ないし 1 . 5 g / L の塩化カリウム ；

( i v ) 任意の 1 種以上の香味剤 ；

( v ) 任意の 1 種以上の甘味料

を含む（又は、から基本的に構成される）結腸洗浄溶液。

## 【請求項 2 3】

1 リットル当り 8 0 ないし 1 2 0 g のアスコルベート成分を含む、請求項 1 ないし 3 の何れか 1 項に記載の結腸洗浄溶液。

## 【請求項 2 4】

1 リットル当り 3 0 ないし 9 0 g の P E G を含む、請求項 1 ないし 3 又は 2 3 の何れか 1 項に記載の結腸洗浄溶液。